

北海道告示第10371号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の廃止について届出があった。

平成29年4月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
中山商事ビル
帯広市西17条南3丁目23番1号ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社中山商事 代表取締役 中山 晴美
帯広市西17条南3丁目49番2号
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
3,940㎡
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成29年5月1日
- (6) 廃止する理由
店舗を取り壊すため

2 届出年月日

平成29年3月30日